

固定電話番号における 番号ポータビリティの実施について

2024年5月30日

一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会

1. 利用者利便の確保（スイッチングコストの極小化）

1. 容易に理解可能な（わかりやすい）ポーティングフロー
2. 実行が迅速であること（日数が同一であること）
3. 全ての事業者が統一された仕様であること

2. 事業者間の公正競争の確保

1. 卸元・卸先に依らず全事業者が同じ仕様・時間で番号実行できること

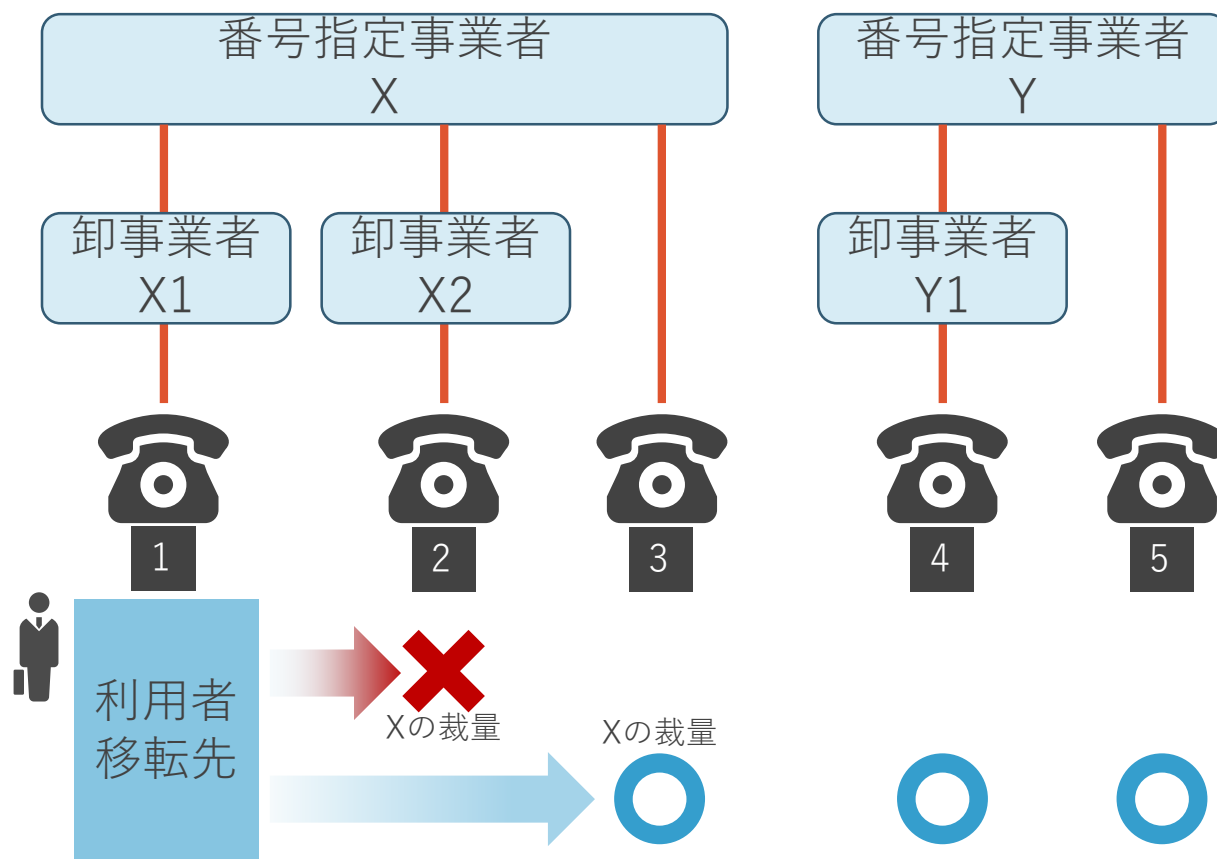


議論・整理が必要

1. 番号ポータビリティのスムーズな運用を通じて、利用者利便を確保し、事業者間競争の阻害要因とならないようにすべく、総務省殿の場等においてガイドライン等の整理が必要。

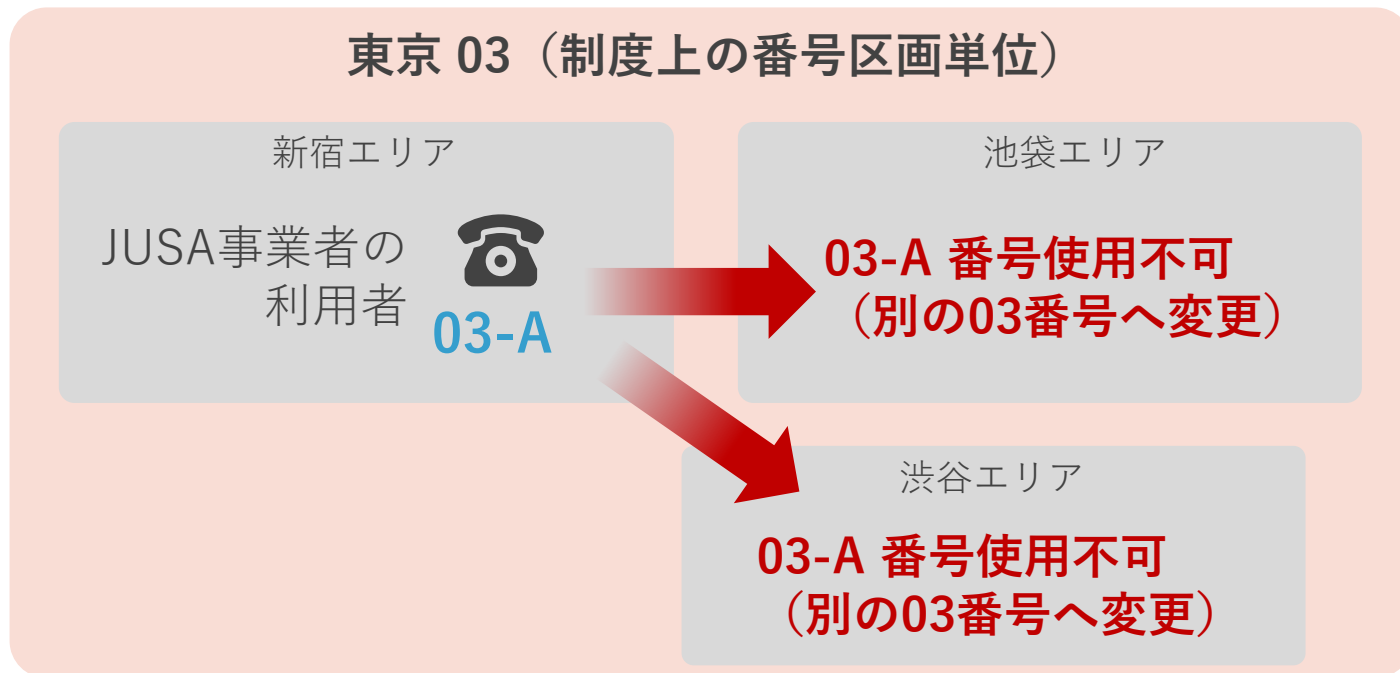
1. 同一指定事業者配下の異なる事業者間移転の必要性

1. **現状**：番号移転制度が「指定事業者間の移転」を想定しているため同一指定事業者配下の事業者の移転は番号移転でなく、指定事業者の裁量で行われている。
2. **今後**：下図の利用者1～5の間において「同じ手続き書面」「同じ移転日数」「同じ仕様」が担保されることが必要。



2. ロケーションポータビリティの撤廃

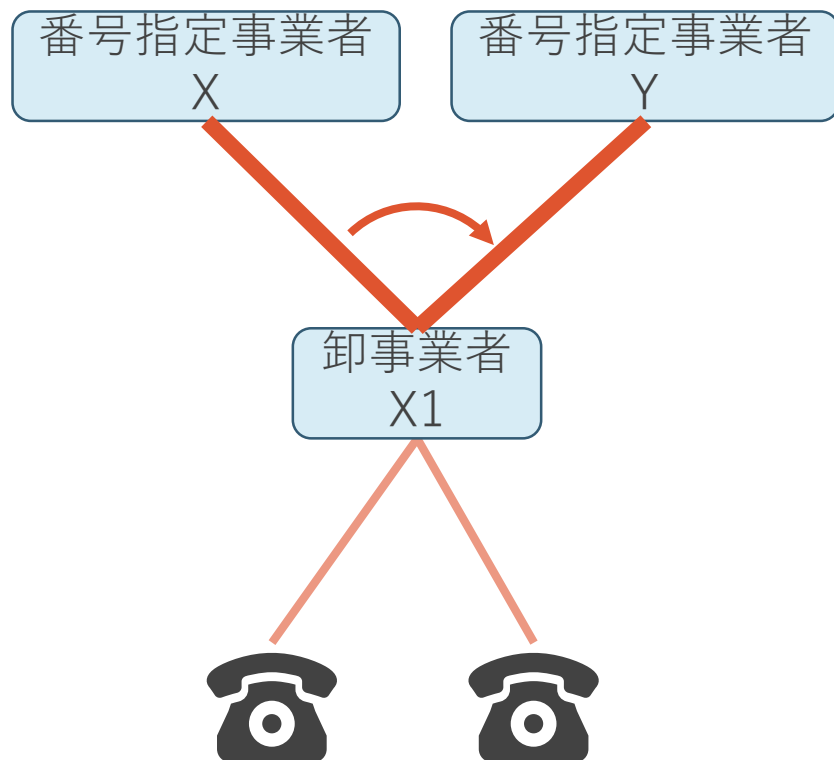
1. 他事業者（NTT東西殿以外の事業者）の電話サービスが、NTT東西殿の収容局エリアに従った番号の運用が課されている。（03エリア内部の移転であっても番号変更が必要となっている）
2. NTT東西殿以外の事業者にとって不必要な制約であり、利用者の不利益であるとともに、事業者間競争の観点からも大きな課題。



03番号が継続利用できないケース

3. 卸事業者単位の番号ポータビリティの実現について

1. 当協会の調査で、番号指定事業者の優越的地位を背景とした取引条件等の課題がある。優位性の根拠は指定事業者が保有する電話番号。
2. 事業者が電話番号を他事業者に移転できることは事業者がより良いサービスを開発することが可能になるとともに、料金面を含め利用者の利便の観点でも大きなメリットとなる。



ありがとうございました。



JUSA
一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会